

業務委託契約書

1 業務の名称 令和7年度 第28号

はり・きゅう及びあん摩・マッサージ施術療養費支給申請書
内容点検業務

2 契約期間 契約日から令和9年3月31日まで

3 業務委託料 別表のとおり

4 業務の内容 仕様書のとおり

5 契約保証金 免除

上記の業務委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項によって公正な業務委託契約を締結し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階
発注者 静岡県後期高齢者医療広域連合長 中野 弘道

受注者

条 項

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書に従い、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、前記の契約期間（以下「契約期間」という。）内において、この契約書に記載の業務を履行することを約し、発注者は、その給付の対価として前記の業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、この契約の目的を達成するため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い契約を履行しなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者及び受注者の別段の協議がある場合を除き、契約を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 受注者、第11条の業務責任者、業務に従事する者又は第9条の規定により受注者から業務を委託され若しくは請け負った者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間満了後又はこの契約の解除後も同様とする。

6 この契約に係る訴えの提起又は調停（第27条の規定により、発注者受注者協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

7 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

(委託業務を行う場所等)

第2条 受注者は、発注者が指定した施設及び受注者の施設において、業務を行うものとする。

2 発注者は、受注者に対し業務に必要な発注者の施設及び設備を無償で使用させることができるものとする。

3 受注者は、前項の施設及び設備の使用に当たっては、善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

4 受注者は、故意又は過失により施設等を滅失させ、又は毀損したときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 受注者は、業務を完了したときは、委託業務完了報告書によりその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務完了報告書を受理したときは、通知を受けた日から 10 日以内に成果物等に基づき業務の内容について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格したときは、当該成果物等を発注者に引き渡さなければならぬ。

4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第4条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第5条 発注者は、業務の結果及び成果物等に契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、受注者に対して相当の期間を求めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、第3条第3項の規定による引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、成果物等（未完成の成果物等及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(著作権等)

第8条 発注者は、受注者がこの契約の履行に当たって作成した資料及び開発したプログラム等（以下「プログラム等」という）を使用する権利を有するものとする。

2 発注者は、プログラム等を使用し、複製し、改変し、又は第三者に使用を許諾する権利を有するものとする。ただし、業務着手に当たって既に受注者又は第三者が所有するプログラム等及び開発済みのプログラム等については、その限りでない。

3 この契約の履行に当たって、発注者若しくは受注者又は発注者及び受注者の共同により開発されたアイデア、コンセプト、ノウハウ又は技術に係わる発明、考案、意匠（以下「発明等」という。）に関する著作権又は工業所有権（以下「著作権等」という。）は、次のとおりとする。

（1）発注者又は受注者が単独で行った発明等に関する著作権等は、当該発明等を行った当事者に単独で帰属する。

（2）発注者及び受注者が共同で行った発明等に関する著作権等は、発注者及び受注者の共有とする。

4 受注者が、プログラム等を第三者に紹介又は宣伝する場合は、発注者の同意を得なければならない。

(再委託等の禁止)

第9条 受注者は、この契約に係る業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせ

てはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(指示等及び協議の書面主義)

第 10 条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情があるときには、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務責任者)

第 11 条 受注者は、この契約の履行に当たり、業務責任者及び業務に従事する者を定め、発注者に通知しなければならない。また、これらの者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、契約期間の変更、契約金の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 2 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(業務責任者等に対する措置要求)

第 12 条 発注者は、業務責任者、業務に従事する者及び第 9 条の規定により受注者から業務を委任され若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、これらの者の更迭その他必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第 13 条 受注者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、業務の処理状況について

調査をし、又は受注者に対して報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(提供資料等)

第 14 条 受注者は、業務の履行に必要な資料又はデータ（以下「提供資料」という。）の貸与、

提供又は使用（以下この条において「提供等」という。）を、発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求が業務の履行に必要であると認めたときは、条件を付して提供等することができる。

3 受注者は、提供資料等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に借用書又は受領書を提出しなければならない。

4 受注者は、提供資料等を善良な管理者の注意義務で管理しなければならない。

5 受注者は、提供書類等をこの業務以外で使用してはならない。

6 受注者は、提供資料等を複製するときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

7 受注者は、提供資料等を、業務を行う場所から持ち出してはならない。

8 受注者は、提供資料等を、業務完了後延滞なく、発注者に返還しなければならない。

(業務内容が仕様書と一致しない場合の修補義務)

第 15 条 受注者は、業務の内容が仕様書又は発注者の指示若しくは発注者及び受注者による協議

の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならぬ。

この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責め

に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは

業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならぬ。

(条件変更等)

第 16 条 受注者は、本業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したとき

は、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書に誤り又は脱漏があること。

(2) 仕様書の表示が明確でないこと。

(3) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(4) 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じ

たこと。

- 2 発注者は、前項の確認を請求されたとき、又は自ら前項に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第 1 項に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、発注者は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、契約期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第 17 条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第 18 条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を見し、又は発案したときは、発注者に対して当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、契約期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(臨機の措置)

第 19 条 受注者は、不慮の事故に対応するため、必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、不慮の事故への対応その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適當でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第 20 条 この契約期間内において、業務の履行に必要な設備等に生じた損害その他業務を行うに当たって生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、受注者はその費用を発注者に請求することができる。この場合において、当該費用は発注者と受注者で協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第 21 条 この契約を履行するに当たり受注者の責めに帰すべき事由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約の解除)

第 22 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に通知して契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があると認めたとき。
- (3) 契約の履行に当たり発注者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続が開始されたとき。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続が開始されたとき。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続が開始されたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、静岡県後期高齢者医療広域連合契約規則（平成 20 年規則第 9 号）又はこの契約に違反したとき。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、業務委託契約解除通知書により、受注者に通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 発注者は、翌年度以降の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができる。
- 5 第 1 項又は前項の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じても、発注者は、一切その責めを負わない。

第 23 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、受注者に通知して契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除の効果)

第 24 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払うものとする。

- 3 前項の既履行部分委託料は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第 25 条 受注者は、契約が解除された場合において、提供資料等があるときは、当該提供資料等を発注者に返還しなければならない。この場合において、提供資料等を受注者が故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合において、第 2 条第 2 項の施設等を使用しているときは、当該施設内にある受注者が所有若しくは管理する機器その他の物件を撤去し、又は当該設備を発注者に返還しなければならない。

(発注者の請求による契約期間の短縮)

第 26 条 発注者は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認めるとき、又は受注者に損害を及ぼしたときは、業務委託料を変更し、又は必要な費用を負担しなければならない。

(紛争の解決)

第 27 条 この契約の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったとき又は発注者が定めたものに受注者が不服のある場合その他契約について発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議の上、調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたものをお除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者が折半し、その他のものは発注者と受注者がそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、業務に従事する者又は第 9 条の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争は、第 12 条第 2 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは受注者が決定を行わずに同項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても、同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平

成 8 年法律第 109 号) に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)に基づく
調停の申立てを行うことができる。

(個人情報の保護に関する事項)

第 28 条 受注者は、本業務を実施するに当たり、別紙 1 の個人情報の保護に関する取扱仕様書に
定める事項を遵守しなければならない。

(暴力団の排除)

第 29 条 受注者は、本業務を実施するに当たり、別紙 2 の暴力団の排除に係る特記事項に定める
事項を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第 30 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定め
る。